

## 執筆規程

- 第1条 本誌は、四條畷学園短期大学の研究論文、研究報告、評論、書評、及び研究活動に関する情報を発表することを目的とし、年一回発行する。
- 第2条 本誌への執筆者ならびに共著者は次の者とする。
- (1) 四條畷学園短期大学専任教員
  - (2) 上記専任教員を論文の共著者とした研究分担者
  - (3) その他、編集委員会が認めた者
- 第3条 研究論文、研究報告の執筆を希望する者は、原則として以下の諸要項にそって作成した原稿（表紙、本文、要約などすべて原本1通、コピー1通、及び作成した原稿ファイル）を編集委員に送付する。
- 第4条 論文内容は未公開のものに限る。
- 第5条 原稿はA4用紙を縦に用い、全角文字で横書き（横40字×縦40行）または縦書き（縦40字×横40行）とする。論文1篇の長さは20枚以内とし、表・図・文献・英語要約などもそれに含む。ただし、編集委員会において特に認めた場合はこの限りではない。叙述は明確に、図・表は最小限度にとどめ、本文との重複をさける。脚注は原稿の末尾にまとめて付けるものとする。
- 第6条 執筆に際しては、表題（和、英）、著者名（和、ローマ字）、所属機関（和、英）を、本文原稿とは別に記して表紙とする。表紙に続く別紙には、要約（和文400字以内）とキーワード（和または英、3から5項目）を記すこと。希望者は英文要約（175語以内）も掲載することができる。
- 第7条 評論、書評はこの書式によらなくてもよい。ただし表題（和、英）、著者名（和、ローマ字）、所属機関（和、英）を記した表紙を付すこと。
- 第8条 執筆原稿の掲載順序、印刷方法、体裁は編集委員会において決定する。
- 第9条 掲載された論文等の複写権及び公衆送信権は、原則として四條畷学園短期大学に帰属するものとする。ただし、著作者が事前に申し出た上で自己の論文等を利用することは差し支えない。
- 第10条 この規程は平成17年12月1日より施行する。

（平成18年12月19日改定）